

平成 27年 05月 23日

国土交通大臣 殿

地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

きだての家

グループの名称

「きだての家」プロジェクト

直近採択グループ番号

04-0439-0298

※過去に地域型ブランド化事業で
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

藤崎 昇

代表者印

代表者所属先

特定非営利活動法人 もりずむ

代表者構成員番号

I-1, II-1, III-1

代表者所在地

三重県津市垂水1389番地1

代表者電話番号

090-5458-6898

(グループ事務局)

事務局事業者名

特定非営利活動法人 もりずむ

事務局構成員番号

I-1, II-1, III-1

事務局担当者名

藤崎 昇

印

事務局郵便番号

514-0821

事務局所在地

三重県津市垂水1389番地1

事務局電話番号

090-5458-6898

事務局FAX

059-229-3540

事務局担当者E-mail

noboru.fujisan@gmail.com

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) きだての家	(地域型住宅供給対象地域) 三重県および近県
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 「きだての家」プロジェクト	(結成年) 2012年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0439-0298	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取り組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	「雨の多い」地域の気候特性を考慮し、外壁は大壁を基本とし、地域や部分によって十分考慮した上で真壁も採用する。支障のないかぎり外壁の1箇所以上は地域材による木の外壁とし、内部横架材は出来るだけ現しにするともに、室内にも地域材による床板、壁板などをできるだけ用いて、地域材の魅力を見えるようにすると共に、木による調湿効果、香りによるセラピー効果なども最大限に利用する。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	①で示すように「雨の多い」地域であるため、屋根の軒の出寸法を長くとり、又は小庇を設けるなど設計に配慮する。 また、建築材として優れた地域材「杉・ヒノキ」が豊富にあることを活かし、土台、柱だけでなく、横架材、仕上材、2次部材、下地材に至るまで出来る限りたくさん使用する。素材の特徴を見きわめ、土台や外壁など水掛かりには赤身材を使用するなど、正しい木の使い方をする。	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	三重県地域の気候・風土・歴史・文化に根ざしたデザインとして、町並みに馴染むように配慮するとともに、外部には、その地域の型式(刻み囲い、雁木、特徴のある瓦など)をできるだけ1箇以上採用する。	○
④①～③の背景	林業が盛んであったこと、また伊勢神宮を擁する地域であることを踏まえて、歴史、文化を踏まえた木材をふんだんに使った家づくりが大切であると考えている。	○
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	構成員の多くは、地域材を使った木造住宅の普及・推進活動を行う三重県建築士会「みえ木造塾」に所属している。 「みえ木造塾」の12年にわたる活動経験、知見も十分活用及び連携をして、今後の活動をしていきたい。	◎
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	構造材についての樹種・寸法についての標準仕様は下記のとおり定める(含水率25%以下) 土台: 桧(赤身) 120×120以上 柱: 桧又は杉 120×120以上 横架材: 桧又は杉 巾 120以上	◎
②建材・資材調達の商品化や事務の合理化	資材の共同購買により、コスト低減が図れるように、グループ内の施工業者と流通業者による協議の場を設ける	○
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	設計者・施工者を中心とした委員会を組織し、具体的な設計事例の情報を提示し、使用材料の種類及び工法や価格に対する情報を共有する事により生産の合理化を目指す。	◎
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	事務局は施策制度の情報収集に努めグループメンバーに周知し、勉強会の招集や申請手続きの窓口としての業務を担うものとする。	◎
b.		
①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	長期優良住宅の必須項目に加え、性能評価の選択項目である「高齢者への配慮」に積極的に取り組む	○
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールの設定	事務局より指名された当該工事に係る設計及び施工業者を除く2名以上により、断熱工事完了時と完成時の2回、グループにより取り決めた検査方法により現場検査を行う。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	上記 a-②に示す協議を通じ適正かつ消費者にわかりやすい見積もり・積算提示に努める	○
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	ホームページの作成及び完成見学会の開催を行う事により、地域におけるグリーン化事業への理解と周知に努める	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	該当なし	

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) きだての家	(地域型住宅供給対象地域) 三重県および近県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 「きだての家」プロジェクト	(結成年) 2012 年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0439-0298	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取り組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	○物件ごと、設計事務所、施工工務店、及び「きだての家プロジェクト」にて住宅履歴情報の管理を実施 ○定期点検の実施状況を定例連絡会議で報告。問題点をグループで協議。 ※住宅履歴情報の蓄積に於いては地域グループにより継続的に行われる事が望ましいと思われるが、継続性などの問題点も認識したうえで、情報サービ機関なども参考に、グループ内にて継続的に研究し、必要に応じて改定を行う。	◎
②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	引渡し後30年までのグループ共通の維持管理計画書の策定と点検の実施	◎
③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	○ 排水管詰まりなど、住まい手が自ら維持管理に注意しなければならない箇所及び予防や処置方法について、引渡し時に書面等によって伝える。 ○ グループメンバーの完成住宅見学会開催時に於いてDIY相談を行う。 例) 網戸張替・床の凹み補修等。 ○ 地域材が育林される山林に、これから住宅取得を検討又はOB施主を招き林業体験会を実施する。	○
④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	事務局及び設計・施工者を中心とする委員会を設置し、維持管理計画書に基づく点検内容と方法について協議し、グループ全体に周知する。	◎
b		
①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	グループ構成員が倒産、廃業などし、長期の維持管理ができなくなった時は、グループ内で協議し、引き続き長期の維持管理を引き受けるグループ構成員を施主に紹介する。	◎
②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	住宅瑕疵担保責任保険法人による現場検査に於いて、通常オプションとして取り扱われている防水検査の実施をグループに於いて啓発する。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入	該当なし	
エ. グループの技術力の向上		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	長期優良住宅の経験者が講師を務めた「グループ内技術研修会」を開催する。	◎
② ①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	年間2回程度の開催を計画する。 ○失敗事例などを共有する取り組みなども実施する。 ○完成物件の見学会を開催する。 ○未経験者が受注した場合、経験者のアドバイスを受けられる仕組みを構築する。	◎
③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	グループに所属する長期優良住宅又は認定低炭素住宅の未経験設計者及び施工者が、今年度グリーン化事業に於いて経験業者となる事で、グループ全体の更なる受注拡大を促進する。	○
④ ③に基づく業種ごとの合 理化への取組	設計及び施工者に於いては、技術的ノウハウを共有し生産性の合理化を図る。 原木・製材・流通業者に於いては、施工者との連携を密にし確実に供給可能な材木ストック確保に努める。 また、上記②の研修会を通じて、木材を扱わない流通業者も含めたグループ全体の合理化を図る。	◎
b		
①省エネ技術講習会への参 加目標人数	省エネ技術講習会の受講が必要となる業者(設計者・施工者)は1社を除き受講済みである。残る1社は今年度中の受講を予定している。	◎
②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	事務局が適宜、受講状況を確認する。	◎
c		
①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	グループ構成員は、新たな技術などの導入・開発に関して行っている取組みがある場合、これを積極的にグループ構成員に紹介し、広めることに努めることとする	○
②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	上記同様、グループ構成員は、新たな技術などの導入・開発に関して行っている取組みがある場合、これを積極的にグループ構成員に紹介し、広めることに努めることとし、グループで協議し実証実験が必要とされる場合、グループで協力しこれを行う。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入	該当なし	

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) きだての家 (グループの名称)	(地域型住宅供給対象地域) 三重県および近県 (経成年)
2. グループの名称・結成年月(必須)	「きだての家」プロジェクト	2012年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0439-0298	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	①地域材ごとの使用部位(必須) 1)「三重の木」認証制度・FSC・合法木材を主要構造材である柱、土台、横架材及び二次部材である間柱・筋違・屋根垂木に使用。 2)内外装の仕上げ材に木材を使用する場合、上記に示す地域材を使用する。(床・壁・天井等) (※但し、FSCと合法木材は三重県産材及び三重県に隣接する近県の木材とする)	◎
	②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須) 上記の1)については、地域材を12㎡以上かつ使用材積の90%以上に地域材を使用する。 上記の2)については、総使用面積の50%以上の面積を使用する。	◎
	地域材利用に関する共通ルール(必須) 柱、横架材の含水率は25%以下とする。土台は4寸角以上のヒノキ赤身材、柱は4寸角以上のスギ、ヒノキを使用する。横架材は巾4寸以上のスギ、ヒノキを使用する。資料として、出荷伝票、木拾い表、材積計算表を添付するものとし、事務局で管理・保管する。	◎
	地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明 (地域材の流れ)原木供給者→製材者→木材流通者(必要に応じて)→プレカット(必要に応じて)→施工者(補足説明) 構成員の企業特性(産地直送、手刻み、設計・施工など)を踏まえて、地域材の流れは必要に応じたものとなる。	◎
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み 在庫管理の責務を負う製材者および木材流通者が、適宜、必要量の在庫確保に努め、必要に応じて、製材者および木材流通者の間で必要量の融通を図る。	◎
	②グループ全体における地域材の需給予測 これまでの受注・施工実績を踏まえて、製材者および木材流通者はグループ全体の需要見込み量をほぼ確保できている。	◎
c	①-1 畳の活用 和室に限らず、リビング等の部屋の一部に敷くなど幅広い活用を図る。	○
	①-2 和瓦の活用 建築地域の景観に配慮し和瓦の使用を積極的に行う	○
	①-3 襖の活用 古くから日本独特の間仕切り建具として使われてきた襖を現代の住宅に積極的に提案・採用するよう努める。	○
	①-4 障子の活用 障子は、日本家屋の象徴的な存在であり、ガラス戸と組み合わせによる断熱効果や紫外線の軽減などの性能が期待され、また柔らかな光を通す建具として意匠性にも有意義であると考え、和室に限らずリビングなどにも、できるだけ積極的に提案・採用する	○
	②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用 該当なし	
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組 地域の街並みを踏襲したデザイン、ディテールを形成した住宅を造る事を心がけ、新しく開発整備された宅地などに於いても気候や風土に最大限配慮した住まいを造る	◎
	②地域の住まい方の継承につながる取組 古くから受け継がれてきた、日本の暮らしには、襖を開けたり閉めたりする事で部屋が大きくなったり小さくなったりフレキシブルな使用ができた、外と内をつなぐ縁側があったり、マンションなどには無い良い物があるので、そういう事にも積極的に消費者に提案する	◎
	③地域の街並み形成へ寄与する取組 特に古くからの歴史ある町に於いて住宅や店舗等の新築又はリフォームを行う場合、その街並み景観に十分配慮をした設計をし、発注者と共に景観の保全意識を共有する。	○
	④和の住まいの要素を取入れた取組 土や石、漆喰や和紙、畳に障子などを使用し、和のくらしの良さを、消費者に向けて提案する。	◎
	その他 該当なし	
※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		
その他		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
	東日本大震災の復興に資する取組 被災地域で生産される建築資材などを、積極的に採用するよう心掛ける	○
グループが取組む木造住宅・建築物の特徴 ※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。 ※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。		
グループが取り組む木造住宅・建築物の特徴 三重の気候風土を読み取り、できるだけ機械的な設備に頼ることのない住環境を創り出していきます。 たとえば軒を出すことにより、夏は日差しから遮り、冬は日差しを取り込み また、夏を快適に過ごすために室内に風が通るような間取りや窓の配置を考慮します。 また、地域材を利用することにより、持続可能で健全な森林の育成に寄与するとともに、 運搬などで排出される温室効果ガスの削減にもつながっていきます。 住宅本体においても低炭素化を進めていきますが 、その住宅の建設時においても低炭素化を進めていきたいと考えます。		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。